○農林水産省告示第八百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県豊田市川下町大平四五一の一一・四五三の三・四五三の八・四五三の一二・四五三の一四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、四四七、四四八の一、四五〇、四五一の一から四五二の四まで、四五二の一、四五二の三、四五二の五、四五二の六、四五三の一、四五三の二、四五三の五、四五三の一〇、四五三の一三、四五五の一七、四五三の三八、四五三の四五、四五五の四六、四五三の四八から四五三の五〇まで、四五三の五三、四五四の七、四五四の八、四五四の一〇、四五五の一から四五五の一三まで、四五五の一五から四五五の三九まで、四五五の一から四五五の六一まで、四五五の六四から四五五の一〇七まで、四五五の一一〇、四五五の一一九、四五五の一二二、四五五の一二六、四五五の一三〇、四五五の一三七、四五五の一四八、四五五の一五〇、四五五の一五二、四五五の一五四、四五五の一五六、四五五の一五八、四五五の一六〇、四五五の一六二、四五五の一六四、四五五の一六六、四五五の一六八、四五五の一七〇、四五五の一七二、四五五の一七四、四五五の一七六、四五五の一七八、四五五の一八〇、四五五の一八九、四五五の一九二、四五六の二、四五六の四から四五六の三〇まで、四五六の三二、四五六の五、四五六の三四、四五九の二、四五九の五、四五九の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、平成三十年三月二十六日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成三十年四月十日

農林水産大臣　齋藤　健

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第104413号	混合りん酸肥料	粒状３種混合肥料５号	清水工業株式会社	岐阜県大垣市赤坂東町２番地の１
生第104414号	配合肥料	ウォーターファーム（果菜用）	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第104415号	配合肥料	くみあいほう素尿素苦土炭カル入り粒状複合HS024―Ca	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第104416号	化成肥料	ハイランドペレ151	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第104419号	液状複合肥料	有機入り液肥673	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
生第104420号	汚泥発酵肥料	旭松　ソイバイオソイル	旭松食品株式会社	長野県飯田市駄科1008番地
生第104424号	混合堆肥複合肥料	堆肥入り複合肥料088号	朝日工業株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第104426号	副産りん酸肥料	35亜りん酸カルシウム	イコールゼロ株式会社	長野県長野市大字大豆島4020番地３
生第104428号	混合堆肥複合肥料	混合堆肥複合肥料535号	朝日工業株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第104429号	配合肥料	有機入り配合肥料５号	株式会社関東農産	栃木県那須郡那須町大字高久甲字道西2691番地３
生第104432号	配合肥料	AD配合T264	株式会社アグリドック	茨城県土浦市中都町一丁目5508番地
生第104433号	液状複合肥料	みずほNK液肥505	ミズホユーキ有限会社	茨城県土浦市中都町一丁目5508番地
輸第104427号	副産複合肥料	アミノ酸副産肥料２号	アンデス貿易株式会社	東京都千代田区神田司町二丁目10番地

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第104412号	混合加里肥料	豊土混合加里肥料	豊土化学株式会社	富山県小矢部市下後亟503番地２
生第104421号	配合肥料	NGG配合肥料5100号	住化アグロソリューションズ株式会社	東京都中央区新川二丁目27番１号
生第104423号	被覆窒素肥料	41被覆尿素６号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第104431号	化成肥料	有機入り化成855号	住商アグリビジネス株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地
輸第104411号	魚かす粉末	魚かす粉末6.５	株式会社交洋	三重県四日市市新正五丁目４番19号
輸第104418号	化成肥料	化成肥料12―26―５	株式会社サトシ・エンタープライズ	東京都千代田区九段南三丁目８番13号九段靖苑ビル４階
輸第104422号	被覆窒素肥料	40被覆窒素	アイアグリ株式会社	茨城県土浦市北神立町２番地12
輸第104425号	混合加里肥料	APPJK12MDG５	東洋グリーン株式会社	東京都中央区日本橋人形町二丁目33番８号
輸第104430号	化成肥料	硝酸カリウム	蝶理株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町一丁目７番３号
輸第104434号	化成肥料	化成0353	住友商事株式会社	東京都中央区晴海１丁目８番11号

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第三項の規定に基づき、平成三十年三月二十六日付けをもって次のように肥料の仮登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成三十年四月十日

農林水産大臣　齋藤　健

1　仮登録番号、肥料の名称並びに生産業者の名称及び住所

仮登録番号	肥料の名称	名称	住所
仮生第446号	ディーエムケイカル	株式会社エヌジェイ・エコサービス	福岡県北九州市戸畑区大字中原46番地59